

埼労発基1110第1号  
令和5年11月10日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定  
に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について

標記について、令和5年11月9日付け基発1109第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。